

# 水田等の有効活用による食料供給力向上対策

国際的な穀物需給のひっ迫等に対応し、国産農産物の安定供給体制を確立するため、水田等を有効活用して自給力・自給率向上に結びつく作物の需要に応じた生産拡大を推進（21～23年度）

## 水田等有効活用促進交付金

404億円

（新しく自給力・自給率向上に貢献しようとする取組への支援）

食料自給率向上のため、転作の拡大、調整水田への作付けなど、21年度から新たに自給力・自給率向上戦略作物（大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米）を作付拡大した場合、拡大面積に対して助成金を交付

〔助成対象、毎年の単価〕（水田表作の場合）

（単位：千円/10a）

助成対象作物	水田等有効活用促進交付金		水田経営所得安定対策 成績払	助成金合計
	面積払	水田経営所得安定対策 固定払相当額助成		
大豆	35	20	7	62
小麦	35	27	13	75
飼料作物	35 (+13)	-	-	48
米粉用米	55	-	-	55
飼料用米	55 (+13)	-	-	68

（注）・麦については22年産から対象（別途平成20年度補正予算において21年産を対象にした対策を実施）。  
 ・経営所得安定対策固定払相当額及び成績払の助成対象者は水田・畑作経営所得安定対策の対象者。  
 ・飼料作物及び飼料用米の13千円/10aは、耕畜連携水田活用対策事業の助成金（上限）であり、飼料用米については、稲わらを飼料用に利用する場合。  
 ・米粉・飼料用米の単価のうち5千円/10aはコスト削減等の取組に対する加算。  
 ・飼料作物にはWCS用稲を含む。  
 ・大豆については単収向上に資する数量的要素を加味（単収3俵以上の場合3千円/俵を加算）。  
 ・水田裏作麦の作付拡大は15千円/10a（助成期間3年）。畑不作付地への作付拡大は15千円/10a（助成期間1年）。

### 助成金受給要件

- ・生産調整実施者であること
- ・実需者との播種前契約等があること
- ・捨て作りを行わないこと
- ・戦略作物を新規転作田及び作物を作付けていない水田等で作付拡大すること
- ・低コスト生産を行うこと

## 産地確立交付金

1,466億円 [所要額]

（既存の産地づくりの取組への支援）

産地づくり交付金を見直し、既存産地の創意工夫を活かした取組を支援するため、地域が単価を設定する仕組みを維持しつつ、自給力・自給率向上に向けた効果が一層高まるよう所要の見直しを実施

- ・調整水田等不作付地は助成対象から除外等、自給力・自給率向上の観点から用途を重点化
- ・他の地域協議会に比べ著しく高い助成単価は是正

強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策分  
 （戦略作物の生産性向上への支援）

30億円

戦略作物の需要に応じた生産拡大に必要な  
 なる施設等の整備を支援。

## 多収性稲種子の安定供給支援事業

（多収性稲種子の安定供給の確立）

0.6億円

米粉・飼料用米等の低コスト生産に必要な  
 多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援。